

# 令和4年度山形県原油価格・物価高騰緊急支援給付金（第2弾） 給付申請書兼実績報告書【粗利要件・新規創業者用】

山形県知事 殿

令和 4 年 月 日

申請事業者

こちらの様式は、法人の場合は設立日が、個人事業主の場合は開業日が、令和3年9月2日～令和4年8月1日までの事業者で、かつ「売上要件」に該当せず、「粗利要件」に該当する事業者が対象です。記入にあたっては、記入例と申請の手引き（新規創業者用）を確認しながら、正しく記入してください。

法人の所在地又は  
個人事業主の住所  
フリガナ  
法人名又は  
個人事業主の屋号  
フリガナ  
代表者職氏名

Application form fields for applicant details, including address, name, and representative name.

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

### 1 申請金額（該当する金額の欄（どれか一つ）に「○」を記入してください。）

① 法人（③以外）	【100,000円】	② 個人事業主（④以外）	【50,000円】
③ 法人（大雨被災事業者）	【200,000円】	④ 個人事業主（大雨被災事業者）	【100,000円】

### 2 事業者概要

Business Overview form with fields for business type, representative, contact info, and bank account details. Includes a red box instruction: "どちらか一方に記入してください。" (Please enter in either one of the following).

### 3 要件確認（※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。）

確認欄 (○を記入)	
(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している。	
(2) 給付金の受給後も事業を継続する意思がある。	
(3) 山形県暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員等に該当しない。	
(4) 性風俗産業に該当する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第10項に該当する営業（受託営業を含む））を行っていない。	
(5) 系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者ではない。	
(6) 県が10月以降に実施する以下の給付金等の給付を受けておらず、また今後も受ける予定がない。 ※9月以前より受付を行っている給付金を受給された場合でも本給付金を受給できます。 ・地域公共交通事業者原油高騰等支援金（バス、タクシー・ハイヤー事業者が対象） ・運送事業者原油価格高騰支援給付金（トラック事業者が対象） ・社会福祉施設の原油価格・物価高騰への支援（高齢者施設、障がい者施設、救護施設、児童養護施設等の運営事業者が対象） ・農業水利施設の電気料金高騰への支援（農業水利施設の施設管理者が対象）	
(7) 令和4年7月、8月、9月のいずれかの仕入原価等 <sup>※1</sup> が、対象月と比較して増加し、かつ粗利 <sup>※2</sup> が30%以上減少している。 ※1 「仕入原価等」とは、仕入原価、光熱水費、燃料費の合計額をいいます。 ※2 「粗利」は、（売上－仕入原価等）の計算式で算出します。	

2 ページ目の表で仕入原価等や粗利を計算し、(7)の要件を満たすことを確認してください。

A. 仕入原価等 ⇒ (2)が(1)と比べて増加している必要があります。

比較する月 (※1)	仕入原価	光熱水費	燃料費	仕入原価等
(1)対象月 (令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月)				
令和 年 月	円	円	円	円
(2)令和4年7月・8月・9月のいずれか一月 ※(1)の翌月以降				
令和 4 年 月	円	円	円	円

増加している必要あり

B. 粗利 ⇒ (4)が(3)と比べて30%以上減少している(粗利同月比が70%以下となる)必要があります。

比較する月 (※1)	売上	仕入原価等 (※2)	粗利	粗利同月比 (※3)
(3)対象月 (令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月)				
令和 年 月	円	円	円	
(4)令和4年7月・8月・9月のいずれか一月 ※(3)の翌月以降				
令和 4 年 月	円	円	円	%

(4)÷(3)×100  
↓70%以下の場合対象

(※1) (1)と(3)は同じ年の同じ月を、(2)と(4)は令和4年の同じ月を記入してください。

(※2) 仕入原価等には、Aで計算した仕入原価等を記入してください。

(※3) 粗利同月比は、小数点以下を切り上げてください。

(※) その他、記入の方法については、別紙の「記入例」を参照してください。

4 添付書類 (※確認欄に「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。)

(1) 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主は開業届出書 (税務署受付印があるもの) の写し  
※会社設立の年月日又は開業日が、令和3年9月2日～令和4年8月1日までのものに限る。

(2) 対象月(令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月) の仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類 (仕入原価等の経費内訳表)

※本申請書4ページ目にある書類です。

(3) 対象月(令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月) の売上げが分かる書類

・売上台帳、月次残高試算表など

※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

(4) 令和4年7月、8月又は9月の仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類 (仕入原価等の経費内訳表)

※本申請書4ページ目にある書類です。

(5) 令和4年7月、8月又は9月の売上げが分かる書類 (売上が0の場合も必要)

・売上台帳、月次残高試算表など

※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

(6) 振込先口座が分かる通帳の写し (申請事業者名義のものに限る。)

※表紙を開いて見開き2ページ分 (金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義 (カタカナ) の全てが記載されたページ)

(7) 【大雨被災事業者の場合】県内市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書の写し (住宅ではなく、事業用の施設・設備への被害に限る。)

確認欄  
(○を記入)

(7)は該当する場合のみ↑

5 誓約 (※以下の事項に誓約いただけない場合、給付金を受けることができません。)

(1) 本申請書に記入した内容及び添付書類に偽りないことを誓約します。

確認欄  
(○を記入)

## 6 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号）に違反する行為があったとき

## 7 日本標準産業分類（中分類）

番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	農業	33	電気業	65	金融商品取引業, 商品先物取引業
2	林業	34	ガス業	66	補助的金融業等
3	漁業(水産養殖業を除く)	35	熱供給業	67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
4	水産養殖業	36	水道業	68	不動産取引業
5	鉱業, 採石業, 砂利採取業	37	通信業	69	不動産賃貸業・管理業
6	総合工事業	38	放送業	70	物品賃貸業
7	職別工事業(設備工事業を除く)	39	情報サービス業	71	学術・開発研究機関
8	設備工事業	40	インターネット附随サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
9	食料品製造業	41	映像・音声・文字情報制作業	73	広告業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	42	鉄道業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
11	繊維工業	43	道路旅客運送業	75	宿泊業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	44	道路貨物運送業	76	飲食店
13	家具・装備品製造業	45	水運業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	46	航空運輸業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
15	印刷・同関連業	47	倉庫業	79	その他の生活関連サービス業
16	化学工業	48	運輸に附帯するサービス業	80	娯楽業
17	石油製品・石炭製品製造業	49	郵便業(信書便事業を含む)	81	学校教育
18	プラスチック製品製造業	50	各種商品卸売業	82	その他の教育, 学習支援業
19	ゴム製品製造業	51	繊維・衣服等卸売業	83	医療業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	52	飲食料品卸売業	84	保健衛生
21	窯業・土石製品製造業	53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
22	鉄鋼業	54	機械器具卸売業	86	郵便局
23	非鉄金属製造業	55	その他の卸売業	87	協同組合(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	56	各種商品小売業	88	廃棄物処理業
25	はん用機械器具製造業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	89	自動車整備業
26	生産用機械器具製造業	58	飲食料品小売業	90	機械等修理業(別掲を除く)
27	業務用機械器具製造業	59	機械器具小売業	91	職業紹介・労働者派遣業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	60	その他の小売業	92	その他の事業サービス業
29	電気機械器具製造業	61	無店舗小売業	93	経済・文化団体
30	情報通信機械器具製造業	62	銀行業	94	宗教
31	輸送用機械器具製造業	63	協同組織金融業	95	その他のサービス業
32	その他の製造業	64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関		

# 仕入原価等の経費内訳表

合計額を本申請書2ページの対象月の「仕入原価」に転記

合計額を本申請書2ページの令和4年7月・8月・9月の「仕入原価」に転記

※令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月

※令和4年7月・8月・9月のいずれか一月

◎仕入原価

		令和 年 月	令和 4 年 月
合計額		円	円
内訳	商品仕入	円	円
	製品仕入	円	円
	材料仕入	円	円
		円	円
		円	円

合計額を本申請書2ページの対象月の「光熱水費」に転記

合計額を本申請書2ページの令和4年7月・8月・9月の「光熱水費」に転記

※令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月

※令和4年7月・8月・9月のいずれか一月

◎光熱水費

		令和 年 月	令和 4 年 月
合計額		円	円
内訳	電気代	円	円
	ガス代	円	円
	水道・下水道代	円	円
		円	円
		円	円

合計額を本申請書2ページの対象月の「燃料費」に転記

合計額を本申請書2ページの令和4年7月・8月・9月の「燃料費」に転記

※令和3年10月～令和4年8月までのいずれか一月

※令和4年7月・8月・9月のいずれか一月

◎燃料費

		令和 年 月	令和 4 年 月
合計額		円	円
内訳	ガソリン代	円	円
	軽油代	円	円
	灯油・重油代	円	円
		円	円
		円	円

署名又は記名 \_\_\_\_\_